

新型コロナウイルス対策における警察官の外出自粛要請の 「声かけ」や職務質問についての要請

警察庁

長官 松本光弘 様

2020年5月1日

日本国民救援会

会長 望月 憲郎

新型コロナウイルスの感染が広がるもとの、政府は4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）にもとづき緊急事態宣言を発令し、これにもとづき、都道府県の知事が住民に対して外出自粛などの要請をおこなっています。多くの国民が、この困難な状況の下で、感染の広がりを抑えようと要請に協力しています。

外出の自粛などコロナ感染防止を実効性あるものとしてすすめるためには、政府が情報を公開し、正確な状況を国民に知らせ、そのうえで自粛など対策の必要性を繰り返し国民に丁寧に説明し、納得してもらうこと、また事業者・勤労者等に自粛の協力をしてもらうために十分な補償をおこなうことが必要不可欠です。しかし政府の対策は、国民生活の実情を確認しないままでの場当たり的な施策が続いていると言わざるを得ない極めて不十分なもので、これがいつそう国民に混乱と怒り、不安を拡大させています。

そのようなもとの警察庁は、全国の都道府県警察などに対し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置にもとづく治安維持等に関する通達を出し、そのなかで、知事の要請を受けて、「繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促す。」との指示をしています。これにもとづき、警察官が、街頭を歩いている人たちなどへの外出自粛要請の「声かけ」と言われる行為をおこなっています。しかし、この「声かけ」は以下のような点から大きな問題があり、その中止を求めるものです。

1 「声かけ」は事実上、人権の制限を強制するもの

戦前、日本の警察は天皇制警察として膨大な行政権限を持ち、それを梃子（てこ）にして社会のあらゆる領域に介入し、国民を監視し、人権を抑圧してきました。戦後、こうした天皇制警察が引き起こした人権侵害への反省から、日本国憲法の下、警察法でその権限が厳格に制限され（警察法2条1項）、その行使にあたっては「日本国憲法が保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等のその権限を濫用することがあってはならない。」と規定されています（同2条2項）。

「声かけ」は、憲法で保障された移動の自由を、知事の「要請」を超えて制限するものです。警察庁は、この「声かけ」の根拠について、警察法2条の個人の生命、身体及び財産の保護する責務を果たすためと一般的に説明していますが、「特措法」の緊急事態条項にその根拠はありません。「声かけ」は極めてあいまいな表現ですが、その実態は、通達で「強く外出を自粛するよう促す」として、その働きかけ自体が事実上、強制力をもって機能しており、国民に威圧感を与えています。

東京では、昼ころに五反田駅前警察官がマスクをしていない人に声をかけ、運転免許証の提

示を求め、交番まで連れていくということがおこなわれています。また、愛知では、自家用車を運転していたところ、パトカーがサイレンを鳴らして停止を求められたので、警察官に理由を問いただすと「緊急事態宣言が出ているにもかかわらず、どこに行くんだ」と言われたとの報告も寄せられています。

このように実際には、法律から逸脱する形での「職務質問」がおこなわれています。

最近、街を歩いている若者などに対して日常的に職務質問がおこなわれている実態がありますが、今回の「声かけ」とともに、いずれも警察官職務執行法にもとづかないものです。そもそも同法で認められている職務質問は、「犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者」に限定され、しかも、それに応じるかどうかは任意とされています（2条）。

コロナウイルスの感染が広がるもとの、職務質問をおこなう場合は、法律の厳密な要件にもとづいておこない、決して逸脱による人権の不当な侵害にわたるようなことのないよう警察官に徹底することを求めます。

2 「声かけ」はコロナウイルス感染のリスクを高める行為です

「声かけ」（当然、職務質問も）は、警察官と市民が対面して会話することになり、場合によって口論ようになって口角泡を飛ばすような事態も起こり得ます。現在、症状のない無症状感染者が増えており、全国で警察官の感染も発生しています。この「声かけ」は、警察官から市民へ、市民から警察官へと感染を広げるリスクを高める行為です。そもそも感染を広げないという「自粛要請」の趣旨に反する行為といわなければなりません。

警察庁は別の通達のなかで、「被疑者等の取調べ、逮捕、捜索差押え等の捜査活動に当たっては、必要に応じ、事前に、当該被疑者等に対し、発熱、せき等の症状の有無等を確認した上、手袋、マスク等を積極的に着用させるなど感染防止上必要な措置をとること。」など対策をとるよう指示していますが、このような対策の趣旨からも「声かけ」は不適切です。

現場で職務にあたっている警察官の健康、そして市民の健康を第一に考えたときに、感染のリスクを高める「声かけ」のような行為は中止すべきです。

3 コロナ問題に乗じた犯罪の捜査にこそ力を割くべきです

警察庁もホームページで注意を促し、通達でも示しているように、新型コロナウイルス感染症の発生に乗じた空き巣や給付金申請詐欺などの犯罪も発生し、今後、さらに増えていく恐れがあります。

各都道府県警察でも、コロナ対策として職員の健康維持のために自宅待機もすすめ、職員の数も通常より減る事態にあるなかではなおのこと、個人の生命、身体及び財産を保護するという警察本来の責務を果たすことに力を割くべきです。

最後に、繰り返しになりますが、外出の自粛などコロナ対策を実効性あるものとしてすすめるためには、警察による「声かけ」の推進ではなく、政府が情報を公開し、正確な状況を国民に知らせ、そのうえで自粛など対策の必要性を繰り返し国民に丁寧に説明し、納得をしてもらうこと、また事業者・勤労者等に自粛の協力をしてもらうために十分な補償策を講じることこそが必要不可欠であることを強調するものです。